

大切なお知らせ

令和8年度

しゅうがくえんじょ

し

就学援助のお知らせ

就学援助とは、経済的理由によって給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方を援助する制度です。受給を希望される方は、申請してください。

毎年申請が必要
ぱい！

援助の対象になる世帯

久留米市に住んでいる方(※)で、国公立の小・中学校に通学するお子さまの保護者であり、かつ、下記のいずれかに当てはまる世帯であること（私立学校は対象外）。※生活保護を受給中の方は申請できません。

※久留米市外に住んでいる方であっても、お子さまが久留米市立学校に通学する場合は、一部の費目のみ支給します。

- (1) 生活保護が停止または廃止になった（令和7年4月1日以降の廃止）
- (2) 児童扶養手当を全額受給している
- (3) 世帯全員の国民年金保険料が全額免除されている
- (4) 世帯全員の市民税が非課税である
- (5) 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情により、生活状態が急激に悪化した
- (6) (1)から(5)には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

援助を受けることができる世帯の収入の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
収入の目安（年額）	約290万円	約355万円	約436万円	約467万円	約545万円

※7人世帯以降、1人増えるごとに約63万円を加算。

住民票同一世帯全員（単身赴任の方も含む）の収入を合わせた金額で審査します。

ただし、この金額を超えている場合でも、各世帯の状況により援助の対象となる場合があります。

援助の対象となるかは審査によって判定しますので、まずは申請してください。

受付期間

令和8年 2月13日（金）～3月31日（火） 平日 8:30～17:15

学校保健課（市役所本庁舎17階）では、次の日時も受け付けできます。

日にち	毎週木曜日	3/28(土)・3/29(日)
時間	17:15～19:00	9:00～12:30

※ 学校での受付終了時刻は、各学校により異なります。

※ 1月に入学準備金の申請をした方は、申請不要です。

※ 受付期間内に、早めの申請をお願いします。申請は4月以降も受け付けはできますが、支給は申請した月からの分になります。

申請受付場所

（どの場所でも申請できます。）

○教育委員会 学校保健課（市役所本庁舎17階） TEL 0942-30-9273

田主丸事務所（田主丸総合支所2階） TEL 0943-74-4000

北野事務所（北野生涯学習センター） TEL 0942-78-2308

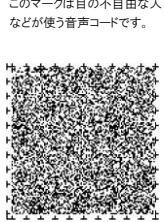
城島事務所（城島総合文化センター） TEL 0942-62-2117

三潴事務所（三潴生涯学習センター） TEL 0942-64-3020

※ 市民センターでは申請できません。

○久留米市立の小学校・中学校

※小学校・中学校の両方にお子さまが通学している場合は、どちらの学校でも申請できます。



うら面へ

えんじょ ないよう
援助の内容

(金額は令和7年度の額です。令和8年度の支給金額は認定通知に記載します。)

費目	対象学年	年間 支給総額(円)	支払内訳(円)				
			1学期	2学期	3学期		
学用品費	小学校 1年	13,230	4,350	5,550	3,330		
	小学校 2~6年	15,500	6,620	5,550	3,330		
	中学校 1年	25,040	8,320	10,450	6,270		
	中学校 2~3年	27,310	10,590	10,450	6,270		
新入学学用品費 (入学準備金)	小学校 1年	40,600	※支給対象は5月までの認定者のみ				
	中学校 1年	47,400					
修学旅行費	実施学年	小(上限) 21,490	交通費、宿泊費、見学料が対象				
		中(上限) 57,590	(ただし、認定月以降の旅行のみ)				
校外活動費 (宿泊をともなうもの)	実施学年	小(上限) 3,620	交通費、見学料が対象				
		中(上限) 6,100	(ただし、認定月以降の活動のみ)				
医療費	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病に限り、保険診療の3割(実費分)を支給します。						
	病院に行く前に、学校(養護教諭)から医療券の交付を受け、医療機関へ提出してください。						
	(参考) 学校保健安全法施行令第8条で定める疾病						
	① トロコーマ ② 結膜炎 ③ はくせん(たむし・しらくも・水虫) ④ かいせん ⑤ 肥厚症(とびひ) ⑥ 中耳炎 ⑦ 慢性副鼻腔炎 ⑧ アデノイド ⑨ 寄生虫病(虫卵保有を含む) ⑩ う歯(虫歯、健康保険が適用になる治療に限る)						
学校給食費	全学年	全額	各学期末(学校に直接振り込みます)				
食物アレルギー 学校生活管理指導費	全学年	(上限) 4,630	食物アレルギー学校生活管理指導表の取得時に医療機関へ支払った①文書料もしくは②医療費の自己負担金が対象です。 医療機関の領収書を保管しておいてください。				
P.T.A会費	小学校	(上限) 3,380	学校での徴収年額(実費額)				
	中学校	(上限) 4,190					
生徒会費	中学校	(上限) 5,450	学校での徴収年額(実費額)				
クラブ活動費	中学校	6,000	※支給対象は学校の部活動所属者のみ				

※学用品費…学習に必要な文房具類の購入費、オンライン学習に必要な通信費等にご活用ください。

しんせい ひつよう
申請に必要なもの

しんせいしゃ ほごしゃ めいぎ ふつうよきんつうちょう

申請者(保護者)名義の普通預金通帳

これから下は、該当する方のみお持ちください

ホームページにも
のってるっぽ!



- 同じ世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合
 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- 世帯全員の国民年金保険料が全額免除されている方
 国民年金免除申請承認通知書・・・20歳以上の世帯全員分
※日本年金機構が発行したハガキをお持ちください。
- 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業など)により、生活状態が急激に悪化した方
 離職票など、現在の状況を証明する書類
- 久留米市外にお住まいの方(お子さまが久留米市立学校に通学する場合のみ)
 世帯全員の方が記載された住民票
 所得課税証明書・・・令和7年1月1日にお住まいの市区町村で、
16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。
- 久留米市に令和7年1月2日以降に転入した方
 所得課税証明書・・・令和7年1月1日にお住まいの市区町村で、
16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。

就学援助に関するお問い合わせ先

久留米市教育委員会学校保健課(市役所本庁舎17階)

(TEL) 0942-30-9273 (FAX) 0942-30-9719

(ホームページ) <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

